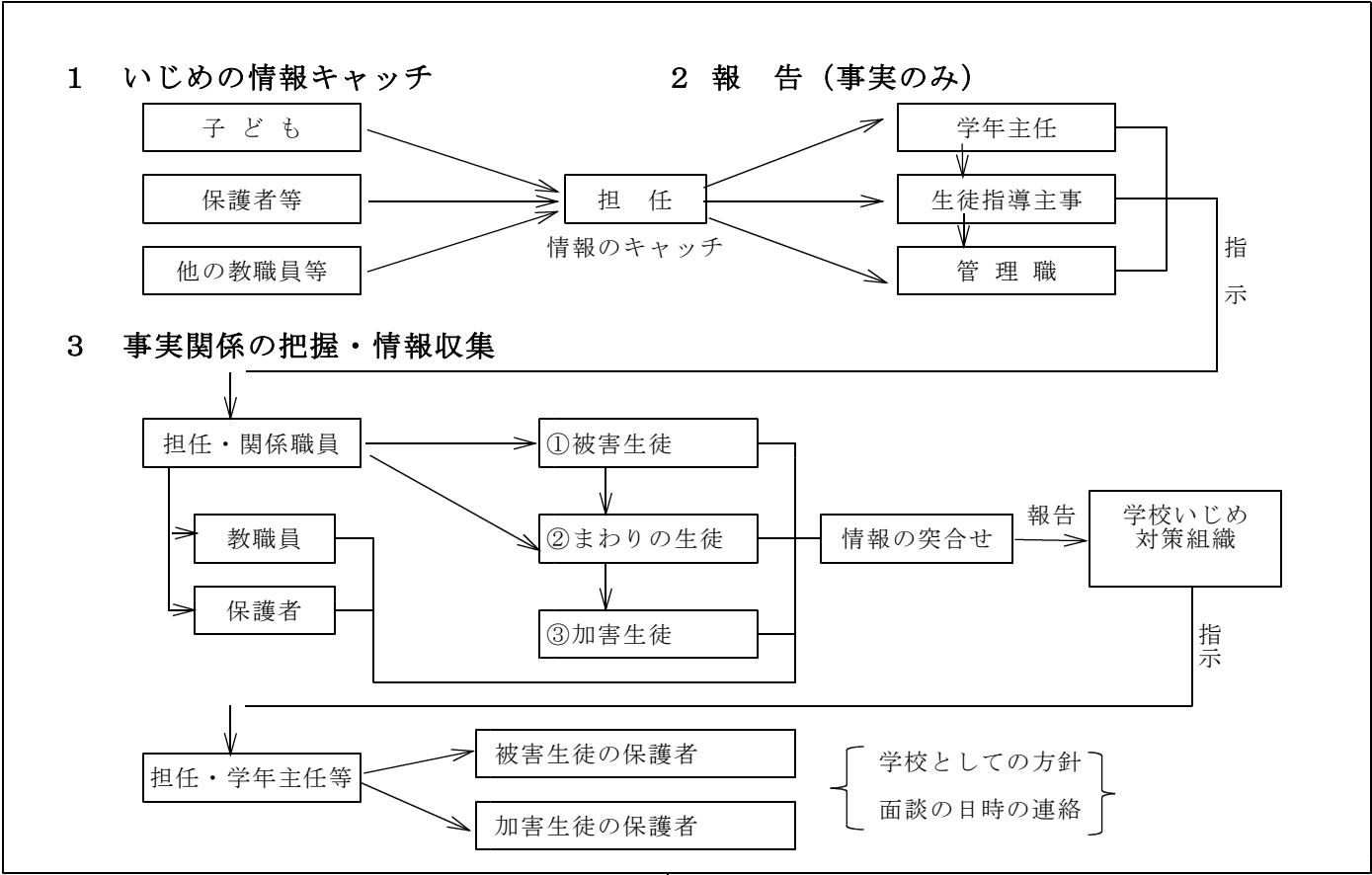


「学校いじめ防止基本方針」

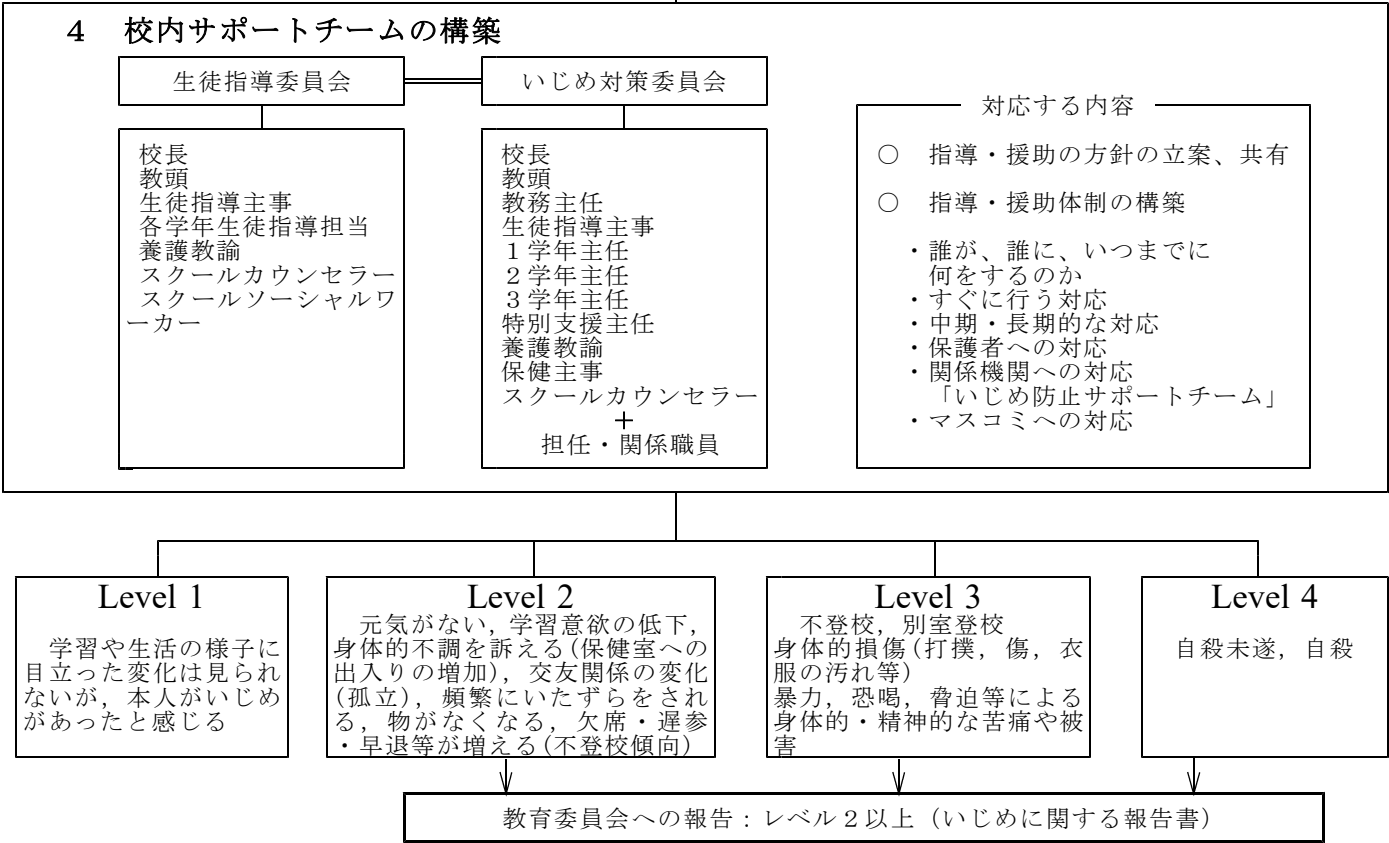
平野中学校生徒指導部

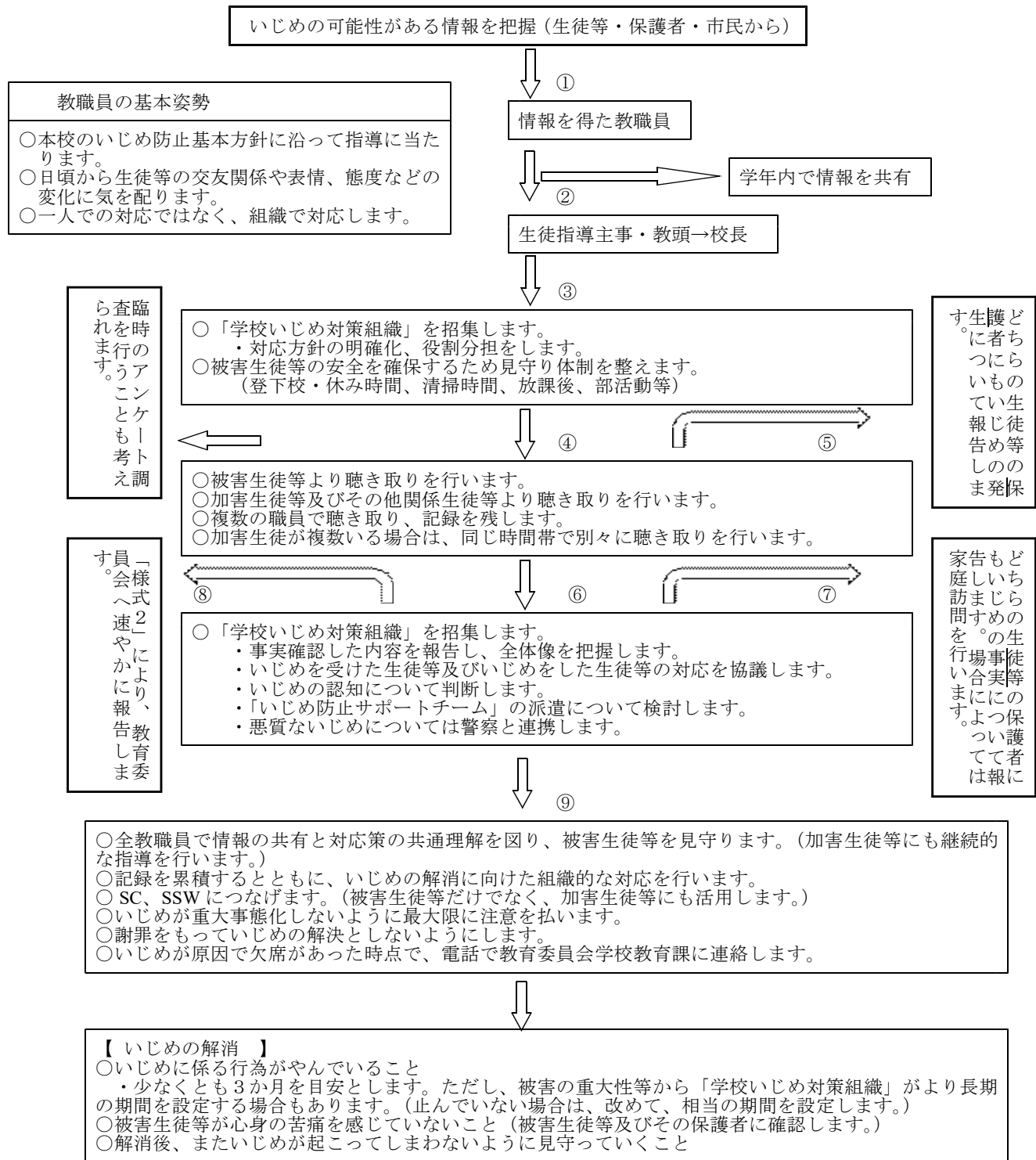


【いじめを認知した場合の校内での対応】



※ 緊急度に応じて3，4を同時に行う





【重大事態への対応】

- (1) 調査を要する重大事態
 - ① いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 生徒が自殺を企画した場合
 - 身体に重大な被害を負った場合
 - 金品等に重大に被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - ② いじめにより生徒が相当の期間(30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ③ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき
- (2) 重大事態の報告
学校は教育委員会を通じて7日以内に市長へ事態発生について報告する。
- (3) 重大事態発生時の対応
 - ① 教育委員会が調査主体を学校と判断し、学校が調査する場合は、速やかに、組織を設け、事実関係の調査を実施する。
※原則、学校は不登校重大事案を扱う。なお、学校が重大事案の調査を行う場合は、学校いじめ対策組織にその性質に応じた外部人材を加える。
 - ② 調査を実施する際は、ガイドラインが示す6項目(①調査の目的・目標②調査主体(組織の構成、人選)③調査時期・期間(スケジュール、定期報告)④調査事項(いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等)・調査対象(聴き取り等をする生徒・教職員の範囲)⑤調査方法(アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順)⑥調査結果の提供(被害者側、加害者側に対する提供等)を調査前に被害生徒等及びその保護者へ説明する。
 - ③ 調査結果については教育委員会を通じて市長に報告する。

【VI 生徒指導部諸計画】

【いじめ防止チーム年間活動計画】

月	活 動 内 容	備考 他の組織との関連事項
4	第1回生徒指導全体協議会 ○ いじめ防止基本方針の確認 ○ いじめ対策委員会組織編成（確認） <u>※いじめ対策委員会は定例のほか対応事案が発生した場合に随時行う。</u>	・ 特愛生徒確認（生徒指導委員会） ・ カウンセリング開始
5	第2回生徒指導全体協議会 ○ いじめ防止環境の確認について 第1回生活アンケート実施と結果分析協議 ※ アンケート結果により臨時委員会会議を実施	○ 就学指導委員会 ・ 民生委員との話し合い ・ 学校生活アンケート（生徒指導部）
6	管理職によるいじめ対応等に関する伝達講習	・ Q-Uテストの実施（1・2年）
7		・ 夏休みの指導（生徒指導部） ・ Q-Uテストの結果の分析・対応策の検討（学年会）
8	第3回生徒指導全体協議会 第2回生活アンケート実施と結果分析協議 ※ アンケート結果により臨時委員会会議を実施	・ 夏休み明けの対応について ・ 欠席しがちな生徒の状況確認と対応（生徒指導委員会） ・ 学校生活アンケート（生徒指導部）
9		○ 就学指導委員会
10		・ 学校不適応生徒の把握と対応（生徒指導委員会）
11		○ 二者相談 or 三者相談実施 ・ Q-Uテストの実施（1・2年）
12		・ 学校評価アンケートによる評価 ・ 進路・受験にかかわる悩み二者面談（3学年） ・ Q-Uテストの結果の分析・対応策の検討（学年会） ・ 冬休みの指導（生徒指導部）
1	第4回生徒指導全体協議会 ○ いじめ防止対策基本方針の見直し ○ いじめ対応シミュレーション研修 第3回生活アンケート実施と結果分析協議 ※ アンケート結果により臨時委員会会議を実施	・ 冬休み明けの対応について ・ 欠席しがちな生徒の状況確認と対応（生徒指導委員会） ・ 学校生活アンケート（生徒指導部） ・ 学校評議員による評価
2		・ 学校不適応生徒の把握と対応（生徒指導委員会） ○ 就学指導委員会
3	※ 活動の引き継ぎ	・ 次年度引継ぎ事項の確認 ・ 学級編成（クラス替え）対応（1・2学年）

※上記年間活動計画以外にも、教育研修課のいじめに関する研修に積極的に参加する。

【いじめ防止・対策に関する評価と改善】

- (1) 学校ホームページに「いじめ防止基本方針」を掲載し周知徹底を行うとともに、学校評価アンケートの結果をもとに学校のいじめ防止基本方針の見直しを適宜行う。
- (2) 年間を通じて、いじめ発生件数が0の場合、その事実を生徒・保護者へ通知する。